

東海市消防団員等に係る損害補償の支給等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 8 月 2 0 日

東海市長 花 田 勝 重

東海市規則第 3 1 号

東海市消防団員等に係る損害補償の支給等に関する規則の一部を改正する規則

東海市消防団員等に係る損害補償の支給等に関する規則（平成 1 8 年東海市規則第 6 2 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条第 1 号中「拘置されている場合」の次に「若しくは留置施設に留置されて拘禁刑若しくは拘留の刑の執行を受けている場合」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。